

## 国民健康保険からのお知らせ

### 国民健康保険の加入・脱退の手続きをお忘れなく！

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、皆さんが加入する制度です。国保は世帯ごとで加入し、世帯主が保険税の納付を行います。世帯の一人ひとりが被保険者です。

#### ◆国民健康保険に加入するのはこんなとき

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき など

加入の手続には、健康保険資格喪失証明書、加入者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類などが必要となります。

加入の届出が遅れると、資格確認書もしくは資格情報のお知らせをお渡しできないため、その間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

#### ◆国民健康保険を脱退するのはこんなとき

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・死亡したとき(葬祭費の支給があります)
- ・生活保護を受け始めたとき など

脱退の手続には、国民健康保険の保険証(資格確認書または資格情報のお知らせ)、脱退者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類を持参して届出をしてください。(職場の健康保険に加入した場合は、健康保険の保険者から交付された資格確認書または資格情報のお知らせも持参してください。健康保険資格取得証明書でも可です。)

### マイナ保険証をご利用ください

＼マイナ保険証を使うメリット！／

#### ①医療費を節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円(初診料。再診料10円)節約でき、自己負担も低くなります。

#### ②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

#### ③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



【問い合わせ】 健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147

## 令和7年度 心身障がい者タクシー利用券の交付について

令和7年4月1日から、令和7年度心身障がい者タクシー利用券を交付します。

有効期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 【対象者】

- ①身体障害者手帳をお持ちで、次の等級の方
  - ・視覚障害 1級、2級
  - ・下肢・体幹機能障害 1級、2級
  - ・内部障害 1級
- ②療育手帳「A」をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級 をお持ちの方
- ④下肢または体幹機能障害 3級を所持し、総合等級 1級、2級の方。ただし、自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方

### 【助成内容】

1枚500円の利用券を年間24枚交付します。

令和7年4月1日から1回の乗車における利用可能枚数が最大4枚までに変更となります。

令和6年度

1乗車あたり  
1枚のみ

令和7年4月1日から

1乗車あたり  
4枚(2,000円分)まで

※乗車料金の額を超えない範囲で利用してください。

利用しやすくなりました！

### 【手続き場所】

社会福祉課・各出張所

### 【問い合わせ】

社会福祉課 障がい支援班  
☎0972-82-9519

## ・津久見市地域公共交通利便増進実施計画(案) に対する意見の募集 ・路線バスやのりあいタクシーの運賃均一化

津久見市では、地域公共交通の利便性を向上させるため、「津久見市地域公共交通利便増進実施計画」の策定を進めています。本計画は、令和6年6月に策定した津久見市地域公共交通計画に基づき、確実な事業の実施と持続可能な公共交通の維持・運行を目指すものです。

本計画の一環として、路線バスやのりあいタクシーの運賃を市内一律200円とする「市内均一運賃」の導入を検討しています。この取り組みにより、市民の皆様がより便利に公共交通を利用できる環境を整えることを目指しています。

今後の津久見市の地域公共交通について、広く市民の皆様からご意見をいただきたいと考えております。皆様の貴重なご意見をお聴かせください。

●募集期間 4月30日(水) 8時30分～5月16日(金) 17時まで(必着)

●公表場所 津久見市役所ホームページ、経営政策課(市役所本館2階)、日代出張所、四浦出張所、保戸島出張所、津久見港出張所、津久見市民図書館、津久見市観光協会、津久見商工会議所

●提出方法 公表場所に直接提出、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて受付します。

・郵送 〒879-2435 津久見市宮本町20番15号

津久見市役所 経営政策課 宛て

・FAX 0972-82-9520 経営政策課 宛て

・メール tsu-keiei@city.tsukumi.lg.jp

※4月30日公開  
ホームページは  
こちら →



●問い合わせ 経営政策課 秘書政策・統計班 ☎0972-82-9510

## 夏休みの延長について

近年の8月は気温35度を超える猛暑日や、運動の原則中止などを呼びかける熱中症警戒アラートが多発する現状があり、危険な暑さから児童生徒を守ることが喫緊の課題として挙げられます。

令和6年4月30日付文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」では、「児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長等について検討すること」としています。

そこで、津久見市教育委員会では児童生徒の熱中症リスク軽減のため、**夏季休業日を7日間延長して8月31日までとします。**

| 現行の夏季休業日    | 変更後の夏季休業日           |
|-------------|---------------------|
| 7月21日～8月24日 | 7月21日～ <u>8月31日</u> |

●問い合わせ／学校教育課 ☎0972-82-9526

### ◆公営住宅入居者募集

#### ①通常募集

| 住宅名    | 間取り | 階  | 家賃(円)         |
|--------|-----|----|---------------|
| 市営千怒B  | 3DK | 1階 | 9,000～17,800  |
| 市営岩屋口A | 3DK | 1階 | 17,900～35,200 |
| 市営岩屋口B | 3DK | 3階 | 18,600～36,600 |

#### ②随時・みなし特定公共賃貸住宅募集

| 住宅名    | 間取り | 階  | 家賃(円)         |
|--------|-----|----|---------------|
| 市営長野B  | 3DK | 4階 | 9,900～19,400  |
| 市営岩屋口A | 3DK | 2階 | 17,900～35,200 |
|        |     | 3階 |               |
|        |     | 3階 | 18,500～36,300 |
| 市営岩屋口C | 3DK | 2階 | 19,100～37,400 |
| 市営さかえ  | 3DK | 3階 | 19,600～38,500 |
| 市営千怒B  | 3DK | 1階 | 9,000～17,800  |
|        |     | 4階 |               |
| 市営たちばな | 3DK | 5階 | 18,200～35,800 |

#### ■募集締切

通常募集期間：4月1日(火)～4月15日(火)

随時・みなし特公賃：入居が決まり次第終了

#### ■入居可能日

市営 令和7年5月中

#### ■敷金 家賃3ヵ月分

※連帯保証人1名または法人保証、緊急連絡先が必要です。

※3月の市報で募集し応募が無かった部屋については、上記の内容で再度募集します。

#### ■申込・問い合わせ

津久見市営住宅管理センター（市役所3階）

☎0972-83-8130

### ◆家畜の飼養状況の報告について

家畜伝染病予防法により、「牛、鹿、馬、羊、家きん(鶏など)」等を飼養している家畜飼養者は、家畜の飼養状況について、市へ報告が必要です。

#### ①牛、鹿、羊等について

対象となる家畜「牛、水牛、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし」

#### ②家きん(鶏など)について

対象となる家畜「鶏、あひる、うずら、きじ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥」

※鶏には、烏骨鶏、チャボ、軍鶏も含まれます。

飼養頭羽数の変更のある方や、家畜の飼養を開始された方で報告をまだされていない方は、必ず報告をお願いします。（1頭、1羽でも飼養されている方が対象となります。）

これまでに市に報告された方で飼養を中止された方についても、ご連絡ください。

#### ●問い合わせ／

農林水産課 振興班 ☎0972-82-9514

## 後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

### 一定の障がいのある65歳から74歳の方が 後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続について

申請受付は、市役所健康推進課に、次のものをご持参のうえ、お手続きください。

#### 【申請に必要な書類】

- ・障がいの程度が確認できる書類（障害者手帳など）
- ・本人確認証明（運転免許証など本人と確認できるもの）  
及びマイナンバーカード等（マイナンバーを確認できる書類）

※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。

この場合、撤回後は国民健康保険又は社会保険等に加入することになります。

【問い合わせ】 津久見市 健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147  
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771（代表）

## 地域包括支援センター社協 正規職員スタッフ募集

「地域福祉の推進役」として、ご活躍いただける方をお待ちしています！

- ◆応募資格 次のいずれかの資格をお持ちの方。  
社会福祉士、保健師、看護師、准看護師、介護支援専門員、  
介護福祉士、歯科衛生士、栄養士、理学療法士、作業療法士



- ◆募集人員 若干名

- ◆年齢 59歳以下

- ◆募集期間 随時、募集します。

- ◆業務内容等 主に、高齢者の方々を支える業務に従事していただきます。  
※共に新しい未来を築く仲間を求めています。  
まずはご相談ください！

- ★給与、賞与、昇給、各種手当、保険等は、社協ホームページをご覧ください。



【問い合わせ】 津久見市社会福祉協議会 ☎0972-82-5000

## 令和7年度 シトラススクール受講生を募集します!

開講式 令和7年5月16日(金) 13:30～

場所 市民会館

今年度は、「新植・初心者」コースと「レベルアップ」コースを一本化し、温州と中晩柑について、より専門的な内容を取り扱っていく方針です。

さらに、ミカンの営農を目指し、ゼロ(定植)からの基礎を学びたい方向けに短期集中型の「新植・初心者」向けの講座も年3、4回ほど行う予定です。

講習日時：毎月第3金曜日 13:30～

講習内容：座学(高温対策、品種選定、鳥獣害対策、土壌改良)

実地研修(隔年交互みかん園見学、マルドリ栽培みかん園見学)

※今年度は、「ヤマジノギク」コースは休講します。

申込期限：令和7年5月12日(月)

《申込・問い合わせ》 津久見市役所 農林水産課 振興班(担当：井田)

☎0972-82-9514

メール：ida-y@city.tsukumi.lg.jp

## ○森林の伐採時の届出について

《問い合わせ》 農林水産課 ☎0972-82-9514

自身が所有する森林であっても、津久見市森林計画(市内ほぼ全域)の対象となっている立木を伐採する時は、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

本数や面積は問わず、1本でも伐採する場合は届出が必要になります。

また、「伐採及び伐採後の造林届出書」に基づいて立木の伐採や造林を行った場合、「伐採及び伐採後の造林に係る造林の状況報告書」の提出が必要になります。

### ◆届出対象者

津久見市森林計画対象森林の立木を伐採する者・森林所有者

### ◆届出の時期

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書 → 伐採を始める90日から30日前まで
- ・伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書 → 造林完了した日から30日以内

### ◆提出書類

#### 【伐採前】

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書、伐採計画書、造林計画書
- ・位置図、伐採区域を示す図面
- ・届出者の確認書類(氏名・住所等がわかる書類)
- ・土地の登記事項証明書等
- ・伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者でない場合)
- ・隣接森林との境界関係書類
- ・伐採及び集材に関するチェックリスト

#### 【伐採後】

- ・伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書
- ・位置図



申請様式はこちら



## 天国からの手紙 ～落語で学ぶ相続・遺言～ 【生島 清身氏 講演会】

看取りや葬儀という現実問題にふれながら  
自分にとって本当に大切なものは？  
と考えることができる講演会です。  
皆さんにとって大切なもの。改めて考えてみませんか？

◆日 時 4月20日(日)  
13:30～15:00(受付13:00～)

◆講 師 生島 清身 氏  
(行政書士・社会人落語家)

◆会 場 大分県社会福祉介護研修センター  
大ホール(大分市明野東3-4-1)

◆参加費 無料

★お申し込みは☎097-552-6888または申込フォームから  
<https://forms.gle/zJ6Zn3b6HszcDpY67>



申込フォーム



ホームページ

●申込・問い合わせ 大分県社会福祉介護研修センター ☎097-552-6888

## 第4期 津久見市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

～令和5年度の取組結果～

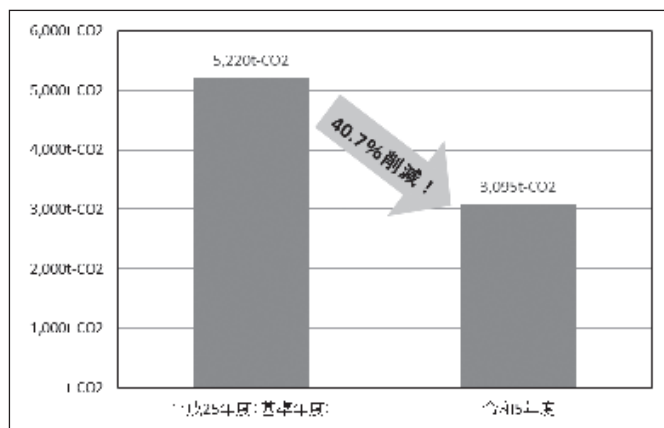
津久見市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスを削減する計画を策定し取り組んでいます。

この計画は、市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出・削減及びそのための取組を推進することを目的とし、市役所が率先して地球温暖化防止に努めることで、全市的な取組に広がっていくことを期待するものです。

### 第4期 令和5年度の温室効果ガス削減結果

第4期実行計画における令和5年度の取組結果は、温室効果ガス排出量の約6割を占める電気使用に関する削減効果が大きく、市役所の施設全体で基準年度に比べ40.7%削減することができました。

引き続き温室効果ガス削減に向けて取り組んでいきます。



○問い合わせ 環境保全課 ☎0972-82-9513



## “文化財を守る”から2題

### 文化財指定による保護と伝統芸能の保存に向けた取組から

津久見市文化財保存活用地域計画では、「知る」「守る」「活かす」を基本方針として掲げています。今月も“文化財を守る”と題して、文化財の指定に向けた取組と伝統芸能の保存継承に向けた取組について紹介してみたいと思います。

#### 《文化財の指定に向けた取組》

##### 長幸無縫塔と武速神社イロハモミジが大分県指定文化財となりました

昨年6月に大分県教育委員会に県指定の申請をしていました「中田長幸無縫塔」と「八戸大村武速神社イロハモミジ」の2件が、令和7年3月14日付けで大分県指定文化財の有形文化財(建造物)、天然記念物としてそれぞれ正式に指定されました。

今回は、昨年10月に大分県文化財保護審議委員が実施した指定候補物件の詳細調査の結果等を踏まえて紹介します。

#### 長幸無縫塔(有形文化財(建造物))

所有者 中鶴 豊治

所在地 津久見市大字津久見字長幸4739番地1

中田長幸を上りつめたみかん畑の一角に、凝灰岩製の2基の重制無縫塔が覆屋の中で大切に守られています。向かって左側を1号、右側を2号として、高さは1号が82cm、2号は78cmと比較的小型ですが、下部から基礎・竿・請花・塔身からできており、いずれも保存状況が極めて良好です。八角の竿の正面に銘文、他の面には蓮の実形、金剛界四仏の梵字がそれぞれ表されています。



銘文は1号には「為栢庭宗松禪定門也 天正三年(1575)乙亥十月六日」、そして2号には「為一溪宗咄禪定門也 天正六年(1578)戊寅十一月十二日」と刻まれています。

今まで、この戒名をもつ被葬者が誰かわかりませんでしたが、今回、指定に向けた詳細調査で白杵の宝岸寺の過去帳(『宝岸寺霊簿』)及び江戸時代の白杵藩士吉水家の文書(「転并類族書出」)から吉水氏の墓であることがわかりました。さらに戒名に「宗」の字を使用していることから、大友宗麟に仕える武士であった可能性が高く、宗麟の隠居領(天正10年(1582)頃)になる前の津久見の歴史を考察するための歴史資料としての価値が高いとされました。

#### 武速神社イロハモミジ(天然記念物)

所有者 宗教法人 武速神社

所在地 津久見市大字八戸字大村2ノ2033番地

武速神社は、碁盤ヶ岳の南側中腹に位置する八戸地区大村にあり、このイロハモミジは神社参道の車道沿いに立つ高さ17.7mで、幹回り5.9mの巨木です。



令和元年、津久見市文化財調査委員会では、現地調査を実施し、環境省の巨木データベースに登録しました。

今回の詳細調査では、大型の枯れた幹から現生主幹が生えており、樹勢も旺盛で、枝張りバランスも十分保持した状態で生育していることが確認されました。

イロハモミジは温暖低地でも育てやすいため、人為利用や自然攪乱の頻度が高いこともあり、高冷地の多種カエデ類に比べて巨木となる例は多くはなく、また、現在いなくなった集落住民の遺構の記念樹としての意味もある巨木としてみなせるとされました。生育状況に大きな問題もみられないことから、当面は現状の生育を続けるものと推定されるとしています。

#### 《伝統芸能の保存継承に向けた取組》

##### 津久見市伝統芸能保存団体等連絡協議会を開催しました

市内の祭りや神楽など伝統芸能の保存継承を図ることを目的に設立した「津久見市伝統芸能保存団体等連絡協議会」の第1回目の会議を、2月28日津久見市民図書館で開催しました。

近年、本市でも地域固有の文化への関心の低下が顕著となっており、こうした伝統行事の担い手が減少し、継承が難しくなっている地域もでてきています。そうした中で、伝統文化そのものの継承に向けた取組・支援については、本市にとっても重要な課題となっています。

この会議には、市内の保存団体13団体から15人が出席しました。会長に津久見扇子踊り保存会の小手川智佳子会長を選出した後、出席した各団体の代表者から現状や課題について報告を受けました。意見の多くは、子どもの数の減少により後継者がいない。衣装や用具などが傷んでいるが修繕、新調ができない。神輿の担ぎ手の確保に苦労しているといった意見や、中には、伝えられてきた伝統行事をそのままの形で続けていくことが難しくなっている、といった深刻な意見も挙げられました。

生涯学習課では、こうした意見に対し、各団体と個別に調査を行い、担い手や後継者育成のため保存団体や地域、学校などとも情報共有しながら、保存継承に向け積極的な取組を進めていきます。さらに、作成中の文化財保存活用地域計画の中でも適切な保存継承を目指し、具体策等をあげていくことにしています。



挨拶をする小手川会長

○申込・問い合わせ 生涯学習課 TEL 0972-82-9528 / FAX 0972-85-0081

# 津久見幹部交番からのお知らせ

## 新入児童の交通事故防止



新学期が始まる春は、特に新入児童・園児が関係する交通事故の発生が懸念されます。

交通事故を未然に防ぐためにも、運転者、自転車利用者、歩行者みんなで交通ルール・マナーをしっかり守る必要があります。

### ★ドライバーの皆さんへ(自転車利用者を含む)

○新入児童・園児を見かけたら、まずは減速し、間隔を十分にとりましょう。

その後、道路への飛び出し等の動きに注意しながら通過しましょう。



### ★歩行者の皆さんへ

○一緒に道路を横断しようとする新入児童・園児がいる時は、車が止まっているか、ドライバーが気付いているかを確認してから、一緒に道路を渡ってあげましょう。

### ★地域・家庭では

○新入児童・園児たちに

- ・道路を渡る時は横断歩道を利用し、車が止まってから渡ること
- ・道路に飛び出さないこと
- ・左右の安全確認を何度もすること

など、具体的に道路での危険な行動や交通ルール・マナーについて繰り返し教え、

「自分の命は自分で守る」ことを身に付けさせましょう。



【問い合わせ】 津久見幹部交番 ☎0972-82-2131

⚠️ 駐車場では必ずバック駐車をお願いします ⚠️

## じんけんふれあいシリーズ ⑥0 地域社会とともに生きる

みなさんは、

部落差別問題を

ご存知ですか？

正しい知識と理解を

その4

被差別地区を訪れて

部落差別の歴史、実態、現実を目の当たりに理解する方法の一つに、直接被差別地区を訪れて行う、フィールド・ワークと対話会があります。

フィールド・ワークとは、実地見学。対話会は、その通り地域の人と対話することです。

これまで、地区や関係者等の協力をいただいて、4回(6カ所)訪れた時に、直接目、耳で、知り、感じたことをレポートします。

現地訪問レポート

「フィールド・ワーク」(実地見学)

・地元に住んでいる人すべてが喜んで「おいで、おいで」とするわけではない。少なくとも10人以上が生活の場に入るわけだから細心の工夫を要する。事前の注意事項を聞いて、地元信頼のある引率者の説明を受けなが

らっていく。

・地区の道路の多くは、全体に狭く、曲がりくねっているか坂道が多い。また数時間しか陽の当たらない地区もある。山の斜面に家が建ち並んでいるためであらう。

・住環境は、同和対策事業以前に撮られた写真に比べると、道路の拡幅や舗装化、また衛生面など、改善されているのが見てとれる。

・河川の近くや山の谷あい等の集落のため、災害時には、大変危険な状況となり、大洪水で多くの死者や家を流されたりした地区もある。

・一概には言えないが、普通では住宅が建ち並ぶとはあまり思えない土地にしか住むことが出来なかったようだ。(一般地区と明らかな線引きがされ、隔離されていたことが多い。)

・主に生業としていた皮革産業(太鼓の革の張り替えや草履作り)等の資料館を見せてもらった。その技術は高く、財をなした人もあり、そのことがまた「ねたみ」となり、さらなる隔離につながったとも考えられる。

次号 ⑥1(その5)につづく



## イベント

## つくみ朝市

コンテナ293号でフリーマーケットを開催しています  
♪出店者募集中です。

▼日時 4月13日(日) 9時～

▼場所 つくみ公園内  
「コンテナ293号」

## ▼問い合わせ

つくみ朝市実行委員会(鶴原)  
☎090(4352)3801

## 相談

## 行政相談

毎日の暮らしの中で、道路や年金など役所の仕事について、分からないことや困ったことはありますか。

総務省では、このようなご相談に応じています。ご相談は、電話、インターネットなどでお受けします。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

## ▼問い合わせ

総務省大分行政監視行政相談センター  
☎097(533)1100

## 4月の消費者相談

消費者の皆さん、困っていませんか

特殊詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えません。悪質業者はいろいろと新しい手口で、高齢者や若者を狙ってきます。困ったときは早めにご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時 2日(水)・9日(水)・16日(水)・23日(水)・30日(水)

※時間はいずれも10時～16時

▼場所 市民生活課内相談室

▼問い合わせ 市民生活課  
☎0972(82)2008(直通)

★5月の相談日(予定)  
7日・14日・21日・28日  
(いずれも水曜日)

## 無料法律相談

## 第4木曜日(要予約)

県司法書士会では、相続、遺言または空き家・消費者問題、借金等のトラブル、認知症の方へのサポート、成年後見など司法書士の知識経験を活かし、無料法律相談を開催いたします。

お気軽にご相談ください。

▼日時 4月24日(木)  
13時～16時

▼場所 市役所会議棟会議室  
(ハローワーク隣)

▼問い合わせ 市民生活課

☎0972(82)2008(直通)  
※相談者の方で、車をご利用の際は、市営グラウンドに駐車をお願いいたします。

## 行政書士無料相談会

## ★毎月第3水曜日

様々な問題を抱えている市民の皆様の相談窓口の一つとして、無料相談会を開催しています。

▼日時 4月16日(水)  
13時30分～16時30分

▼場所 J・COM  
ホルトホール大分

▼相談内容 遺言や遺産相続、契約書・内容証明作成、法人設立、不動産関連の行政手続き、建設業などの許可申請、自動車登録、その他生活のお困り事に関する相談に応じます。

▼予約・問い合わせ  
大分県行政書士会事務局  
☎097(537)7089  
FAX 097(535)0622

## 4月の納税

(保険料を含む)

## ●固定資産税①

## 市民図書館「新刊案内」

☆謎の香りはパン屋から……………土屋 うさぎ  
☆千年のフーダニット……………麻根 重次  
☆氾濫の家……………佐野 ひろみ  
☆Nの逸脱……………夏木 志朋  
☆へこたれてなんかいられない…ジェーン・スー  
☆やる気1%やせごはん……………まるみキッチン  
☆糖と脂で体は壊れる……………米井 嘉一  
☆間違いだらけのクルマ選び 2025年版  
……………島下 やすひさ 泰久

この他にも、週1回のペースで新しく本が入ります。  
市民図書館にぜひお越しください。

「津久見市電子図書館」もご利用ください。

※ご利用には、市民図書館の「利用カード」と「パスワード登録」が必要です。

●問い合わせ／市民図書館 ☎0972-85-0080

## 津久見市内職業別求人情報

(令和7年3月10日現在)

| 職業分類              | 求人数   |     |
|-------------------|-------|-----|
|                   | フルタイム | パート |
| 事務・管理職            | 17    | 9   |
| 営業・販売             | 14    | 11  |
| 接客・理美容・調理・サービス    | 8     | 28  |
| 介護・福祉             | 17    | 15  |
| 保育・教育             | 0     | 2   |
| 医療・看護・保健          | 18    | 13  |
| 製造・修理・保全・検査・印刷    | 58    | 6   |
| 技術職(建設・開発・IT)・専門職 | 22    | 0   |
| 建築・土木・電気工事        | 70    | 1   |
| 警備・施設管理・設備運転      | 20    | 7   |
| 運輸(運転)・配送         | 15    | 10  |
| 清掃・洗浄・倉庫・包装・軽作業   | 21    | 15  |
| 農業・林業・漁業          | 1     | 0   |

※1台分の駐車スペースが会議棟横にございます。  
空いていない場合は市役所グラウンドに駐車してください。  
窓口での相談・企業への連絡・紹介状の発行

●問い合わせ／津久見市ふるさとハローワーク  
☎0972-82-8609(開庁時間 9時30分～17時)

→ハローワーク  
求人検索



## 試験

### 前期技能検定試験

技能検定は、働く人達の持っている技能を一定の基準により検定し、これを公証する技能の国家検定制度です。

▼申請書受付期間

4月7日(月)～18日(金)

▼実技試験実施期間

6月10日(火)～9月9日(火)

▼学科試験実施日

7月13日(日)、8月24日(日)、8月31日(日)、9月7日(日)

※詳しくは、大分県職業能力開発協会のホームページをご覧ください。

▼問い合わせ

大分県職業能力開発協会

☎097(542)3651

## お知らせ

### 子ども食堂

#### 開催のお知らせ

★高齢者、一般の方も是非ご来場ください(事前予約が必要です)

▼日時 4月19日(土)

11時～13時

▼場所 彦ノ内公会堂

▼値段

子ども 100円

※高校生以下

大人 300円

▼メニュー

カレーライス(欧風)

※30食限定、要予約(先着順)

▼問い合わせ

☎090(5080)6471

(黒木)

### 固定資産税縦覧期間のお知らせ

固定資産税の縦覧とは、納税者が土地や家屋の評価額を確認し、その適正さを判断するためのものです。

▼期間および時間

4月1日(火)～4月30日(水)

8時30分～17時

※土・日・祝日を除く

▼縦覧場所 税務課資産税班

(市役所別館1階10番窓口)

▼縦覧できる方

・納税者(本人以外の場合は委任状が必要です)

・借地・借家人等(賃借権を有する土地、家屋の縦覧。賃貸借契約書等が必要です)

・台帳の記載内容

・土地：所在地番、地目、地積、評価額

・家屋：所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

▼問い合わせ

税務課 資産税班

☎0972(82)4111

【内線】128、129、

130

### 「盛土規制法」に基づく運用が始まります

令和5年5月の「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)の施行を受けて、大分県では令和7年5月1日から法律に基づく運用を開始します。

規制区域内で盛土等の工事を行う場合は、許可が必要となります。

※詳しくは県HPをご覧ください。

▼問い合わせ

大分県土木建築部

都市・まちづくり推進課

☎097(506)4692

### ポリテクセンター大分6月訓練受講生の募集

▼募集コース

・電気設備技術科(企業実習付き)

・ものづくり溶接科

・ものづくりアシスタント科

▼募集期間

3月31日(月)～4月30日(水)

▼訓練期間

6月3日(火)～11月28日(金)

▼説明会を4月15日(火)、28日(月)に、見学会を4月8日(火)、22日(火)に行います。

※詳細はお問い合わせください。

▼問い合わせ

ポリテクセンター大分

☎097(529)8615

(受講者係)

## 年金だより

### ◇学生さん必見！学生納付特例制度◇

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料を納めなければなりません。しかし、本人の所得が一定以下の学生については、在学中の保険料を猶予し、卒業後に後払いできる「学生納付特例制度」が設けられています。

市役所健康推進課で、基礎年金番号又はマイナンバーがわかるものと、学生証の写し又は在学証明書をご準備のうえ手続きをしてください。

※マイナンバーを利用してマイナポータルによる学生納付特例制度の電子申請もできます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

### ◇4月の年金出張相談のご案内◇

【日時】令和7年4月22日(火)10時～15時

【場所】市民ふれあい交流センター

★完全予約制になっておりますので、基礎年金番号又はマイナンバーがわかるものをご用意の上、電話をしてください。

○予約先 佐伯年金事務所お客様相談室

☎0972-22-1970 案内1→2

＼国民年金保険料変更のお知らせ／  
令和7年4月から国民年金保険料が  
月額17,510円になりました

●問い合わせ

佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970

健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4111

内線132